

祐天寺に保管されてゐる韓国人
軍人、軍人の遺骨について、又

46. 9. 11
北東アジア課

1. 経緯

(1) 旧日本軍人軍属として在韓国人の戦
病死者遺骨は終戦後釜山聖由で
送還されたが、昭和三十二年(1967)
の指令により、その送還が中止され
現在、約 2000 体が埋まれている。

2004 以降、刻々と引渡交渉が進み、
2005 年に引渡された。2004 年 12 月 2 日
省に付、日韓の祐天寺に奉安され
ていた。(厚労省刊 昭和三十六年六月二十九日
移送状。)

(4) 引渡については、数年前より日韓政府間交渉が行われていたが、韓国側、一方引渡の事情とわが方の正当な権利の引渡し義務発生との両方の~~問題の相違~~をわが方を解決してきている。

(1) わが方は正当な権利の申出がなれば、別議引渡し委員会に引渡しを行わせること、昨年中は2件の引渡しを行っていた。

~~韓国側~~
 (1) 韓国側、~~引渡委員会~~は本邦並に基本的にはわが方の方針に従って行動する。必要書類を提出すれば引取りの手續的在韓在日とも本年(OASA) (秋夕の日) ほどに引取りを行ってしまっている。

2. 引渡

(イ) 韓国側は、~~提議の承認書~~を取り付け、
 (各國の提議からごはなく、提議合の時期
 給人 釜山監國理事長 鄭基永(氏))
 外務省に提出し、~~書引取り~~と兼任
 した。釜山監國理事長 鄭成(氏)は、
 11日 朝日 13日 午後 2時 当課に
 来訪した。其日の午後 5時 到
 当課に、~~この~~ 来訪に、大井
 洋行 韓人 財 投資 協 會 長
 會長 李 濟 錫 氏 (日本在任) 等
 同席 會 談 した。

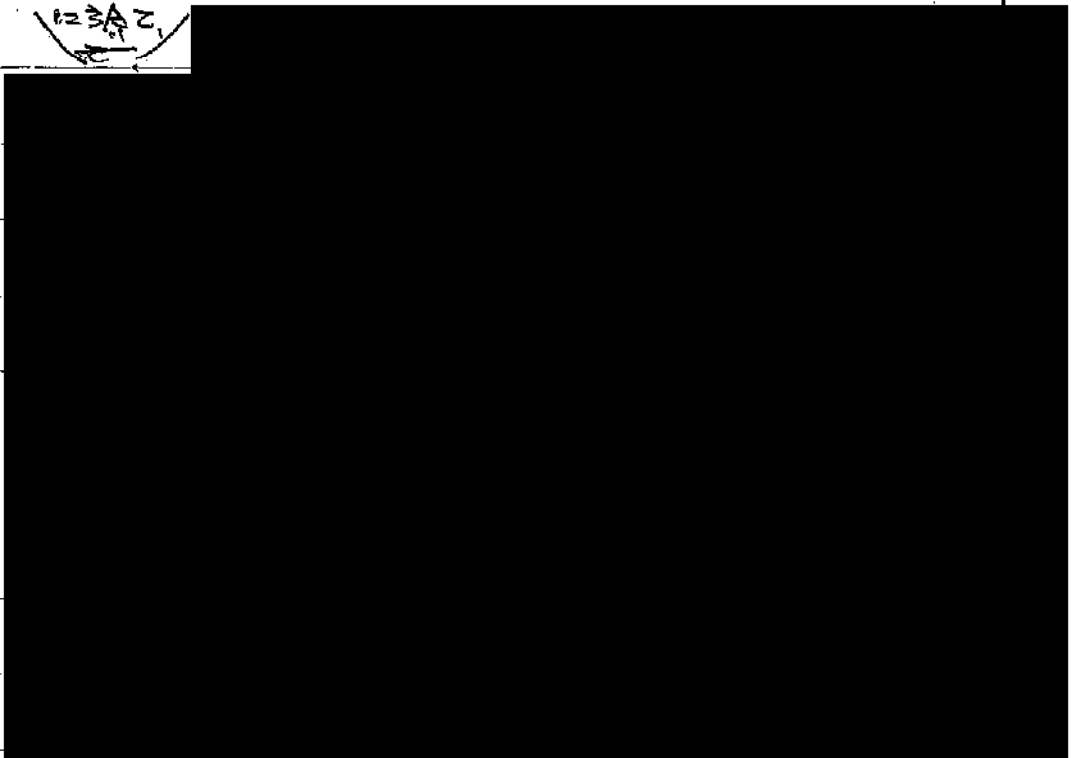
(ロ) 本方では、~~この~~ 原 長 官 提 議 會 議
 務 長 森 山 謙 次 氏 任 通 路 10日 午
 後 5時 頃 上 述 鄭 理 事 長 兼
 會長 李 濟 錫 氏 案 内 事 件 通 報 した
 と した。本方では、~~この~~ 提 議 書
 等、~~書引取り~~ 提 議 書 等 へ 関 する 提 議 書
 受 領 した。これを 檢 査 した。この
 提 議 書、本方 提 議 書 等、本方
 提 議 書 等 提 議 書 等、~~この~~ 提 議 書 等

いこととが並列してある (並列) ~~並列~~

3. 問題点

(1) ~~並列~~ 既述の引渡に ~~前~~ 2件の場合
は ~~前~~ 審査の結果、正当な
指図を認め、在ソウル ~~の~~ 大使館

に送る



(2) 既述の如き在ソウル大使館の感

況を以て

審査の結果、引渡を承認し
た旨を「請求書」に添付して送る

したが、前記の要請を踏まえ、韓国側
 の担当の有力者は、外務部、保健社会部
 ともに韓国側の担当が不明な状況に
 陥っている。 ~~韓国側~~ 日本入国前には韓国
 政府に、近く、訪日するに当たっては
 一方の側の担当を要請し、両方を検討
 を行うこと。 ~~韓国側~~ 在韓大使館を通じて
 本件交渉を行うことには、韓国側
 の意向がある。

(ii) 前記は、引取りの話し合いは、在韓
 韓国大使館 - 外務省 - 厚労省のルート
 で行うことを認められており、 ~~韓国側~~
 厚労省に付くため、本日付に送られた
 ので、問題ないが、同氏は従来どおり
 の日本政府の取扱いは不明な状況
 であることには

(二) 本件 郵政に同行しての某氏は
 数日前 (是れの日迄) (100円) [redacted]
 理算料 (印紙) 等を、某情事
 厚生大臣に提出され [redacted]

(三) 本件 郵政に同行しての某氏は (大平洋
 郵政通人某氏が某情事合理解
 成の時) の某日 (是れの日迄)
 郵政に同行して、在京郵政大使館の
 前合符を提出した。 (在京郵政
 大使館、東京) 本件、在京郵政大
 使館に 11日某日 (何れの日) の
 提出された。

(金政課長との合符を以て
 本件に申付る旨の取扱に付)

がこじれた場合

(1) 本邦 地租引下げ⁽¹⁾、今日在韓日本人は
 骨髄堂神政壇に在り、同 地租、本邦引取
 [日韓地租、支那を以て考へたから] (ii) 10
 月中旬に行なう予定の、清州會館の収束
 [清州會館、地租の引下げ、300年、地租の
 引下げあり、XXXXXXXXXX 等々
 が、善い例と見られてゐるならば、清州會館
 の地租の引下げに依るべき] (iii) 釜山に在る
 日本人墓地の取扱 [直轄の關係に在りて、
 在ソル本邦の、日本人骨髄堂神政壇の
 一如の向題提起のありし] 等 在韓日
 本人地租の引下げの向題が、
 提起するに及ぶべきありしと見る。

